

(平成23年9月14日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認青森地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

厚生年金関係

2 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 10 月から 36 年 5 月まで  
② 昭和 38 年 4 月から同年 11 月まで  
③ 昭和 39 年 3 月から 42 年 5 月まで

申立期間①について、A市B町にあったC社が、D社（現在は、E社）の下請として、F社本店（現在は、G社）を建設していた時、私は、季節労働者として勤務していた。

申立期間②について、H県I区にあった、J社のK業務者として、同区L町で仕事をしていた。

申立期間③について、M市のN社で、O台風のP復旧工事のため、Q工事やR工事をしていた。

申立期間①、②及び③について、いずれも厚生年金保険が未加入となっているので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の業務に関する記憶及びF社本店の設立年月日から、申立人が申立期間頃、当該社の建設工事に従事していたことはうかがわれる。

しかしながら、申立人が勤務したとするC社は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所の手続が行われていないことが確認できる上、商業登記簿謄本が存在せず、申立期間①当時の同社の状況を確認することができないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて関連資料及び証言を得ることはできなかった。

また、申立人は、「C社において、6人から7人でS工事の仕事をしていた。」と主張しているものの、元同僚の名前を覚えておらず、申立てを裏付

ける証言を得ることはできなかった。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間において、国民年金制度が発足した昭和36年4月1日から国民年金に加入し、同年4月及び同年5月の国民年金保険料を納付していることが確認できる。

申立期間②について、申立人は、「H県I区のJ社でK業務者として、仕事をしていた。」と主張しているものの、申立人が所属したとするJ社は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所の手続が行われていないことが確認できる上、商業登記簿謄本が存在せず、申立期間②当時の同社の状況を確認することができないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて関連資料及び証言を得ることはできなかった。

また、申立人が一緒にK業務者として名前を挙げた元同僚は姓のみの記憶であるため、個人を特定することができず、申立人の申立てを裏付ける証言を得ることはできなかった。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間②において、昭和38年5月22日までT社で厚生年金保険の加入記録が確認できる上、同年5月から同年11月まで国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

申立期間③について、申立人は、「M市のN社で、O台風のP復旧工事のため、Q工事やR工事をしていた。」と主張しているところ、当該事業所に申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて照会したものの、事業主は、「当時の関係書類が無いため、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除については分からない。」と回答しており、関連資料及び証言を得ることはできなかった。

また、申立期間当時、N社で厚生年金保険被保険者資格を取得し、所在が確認できた9人から聴取したところ、5人は、「出稼労働者は厚生年金保険に加入させていない。」と供述し、他の4人は、「出稼労働者の厚生年金保険の取扱いは分からない。」と供述しているほか、9人のうち7人は、「出稼労働者はN社の下請会社で働いていた。」と供述しているところ、このうちの一人は、「N社では出稼労働者を直接雇用していないので、仕事は下請けだと思う。当時、出稼労働者は厚生年金保険には加入させていないのが普通であったようだ。」と供述し、他の一人は、「出稼労働者は下請会社で働いていたので、N社では厚生年金保険に加入していないと思う。加入している場合は下請会社で加入していたと思う。」と供述している。

さらに、申立人が元同僚として名前を挙げた7人は所在不明であり、申立人の申立てを裏付ける証言を得ることができない上、当該元同僚の厚生年金保険の加入記録も確認できない。

加えて、N社における健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立期間において、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無

い。

その上、オンライン記録によると、申立人は、申立期間③において、昭和40年5月5日から同年9月25日まではU社、41年3月2日から同年12月16日までの期間及び42年3月1日からはV社における厚生年金保険の加入記録が確認できる上、他の期間については国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 5 月 20 日から同年 12 月 20 日まで

私は、申立期間において、A社が経営するB店で、C代替の臨時職員として勤務していたが、年金記録を確認したところ、当該期間に係る厚生年金保険の加入記録が確認できないとの回答を受けた。

しかし、私が申立期間にB店に勤務したことは事実であり、同店から健康保険証を交付された記憶もあるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の業務に関する記憶及び複数の同僚の証言から、申立人が、申立期間においてA社B店にC代替のD従事技師として勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、「当社では、正規に雇用した職員について労働者台帳を作成しており、昭和 30 年代に作成したものから全て保管しているが、申立人のものは見当たらなかった。」と回答している上、申立期間当時における当社本部の保険及び人事の事務担当者は、「申立期間当時から、労働時間等の雇用条件に基づき、法令どおりに社会保険及び労働保険の加入手続を行っており、労働者台帳を作成していた。一方、他の医療機関等からの出向者については、厚生年金保険及び雇用保険を出向元で加入させ、労働者台帳も作成しなかった。申立人は、B店に勤務する直前まで勤務していたE社を退職していることから出向者に該当しないが、申立人の労働者台帳が見当たらず、厚生年金保険及び雇用保険に加入した記録も無いことから、当時、出向者として扱われていたとも考えられる。」と供述している。

また、前述の事務担当者は、「厚生年金保険及び雇用保険はセットで加入

していた。」と供述しているところ、申立人及び複数の同僚から、申立期間当時に申立人と同様にD従事技師として名前の挙がった7人は、いずれも厚生年金保険及び雇用保険の加入記録が確認できるものの、申立人については雇用保険の加入記録は確認できない。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により把握できた申立期間当時の職員45人に照会し、回答の得られた32人のうち、二人は、「一般的には、1年程度の短期間雇用の場合は厚生年金保険に加入させていなかったと思う。」と供述し、他の職員は、「厚生年金保険の取扱いについては分からない。」としており、申立人の申立てを裏付ける関連資料及び証言を得ることはできなかった。

加えて、申立期間におけるA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人に係る厚生年金保険被保険者記録の欠落をうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。